		ヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム

附　則

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

○経済産業省令第四十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）を実施するため、容器保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

容器保安規則の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十九　［略］ 二十　ＦＣ一類容器　液化フルオロカーボン（可燃性ガス及び毒性ガスを除く。）であつて次のいずれにも該当するものを充塡する容器 イ　温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が三・〇メガパスカル以下であるもの ロ　温度六十度における圧力の数値が二・四メガパスカル以下であるもの	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十九　［略］ 二十　ＦＣ一類容器　液化フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、液化フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン百三十四ａ、液化フルオロカーボン五百、液化フルオロカーボン四百一Ａ、液化フルオロカーボン四百一Ｂ、液化フルオロカーボン百十五、液化フルオロカーボン四百十二Ａ、液化フルオロカーボン二百十八、液化フルオロカーボン四百七Ｄ、液化フルオロカーボン二十二又は液化フルオロカーボン五百二を充塡する容器 ［新設］

		ヘプタイド、ビコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン

二十一　ＦＣ二類容器　液化フルオロカーボン（可燃性ガス及び毒性ガスを除く。）であつて次のいずれにも該当するもの又は前号に掲げるガスを充塡する容器

イ　温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が四・〇メガパスカル以下であるもの

ロ　温度六十度における圧力の数値が三・二メガパスカル以下であるもの

二十二　ＦＣ三類容器　液化フルオロカーボン（可燃性ガス及び毒性ガスを除く。）であつて次のいずれにも該当するもの又は前二号に掲げるガスを充塡する容器

イ　温度四十八度における圧力の数値の三分の五倍が五・〇メガパスカル以下であるもの

ロ　温度六十度における圧力の数値が四・〇メガパスカル以下であるもの

二十三～三十四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年五月一日から施行する。

二十一　ＦＣ二類容器　液化フルオロカーボン四百二十二Ｄ、液化フルオロカーボン五百九百ＪＡ、液化フルオロカーボン四百二十二Ａ、液化フルオロカーボン四百七Ｃ、液化フルオロカーボン四百四Ａ、液化フルオロカーボン四百七Ａ、液化フルオロカーボン五百一ＪＡ、液化フルオロカーボン四百二Ａ、液化フルオロカーボン四百七Ｂ、液化フルオロカーボン百二十五若しくは液化フルオロカーボン四百七Ｅ又は前号に掲げるガスを充塡する容器

［新設］

二十二　ＦＣ三類容器　液化フルオロカーボン四百十Ｂ、液化フルオロカーボン四百十ＪＡ、液化フルオロカーボン四百十Ａ若しくは液化フルオロカーボン三十二又は前二号に掲げるガスを充塡する容器

［新設］

二十三～三十四　［略］